入 札 説 明 書

令和6年10月25日札清セ運第57号告示に基づく入札等については、一般社団法人札幌市区民センター 運営委員会会計規程その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日

令和6年10月25日

2 契約担当部局

〒 004-0841 札幌市清田区清田1条2丁目5-35 札幌市清田区民センター運営委員会事務局 電話 011-883-2050 FAX 011-883-2237

- 3 入札に付する事項
 - (1) 役務の名称

令和6年度清田区民センター除排雪業務

- (2) 調達案件の仕様等 仕様書による。
- (3) 履行期間

令和6年12月1日から令和7年3月31日まで

(4) 履行場所仕様書による。

(5) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4年度~令和7年度札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)において、大分類「一般サービス業」中分類「除雪サービス業」小分類「構内除排雪業」に登録されている者であること。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後の者は除く。)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 令和4年度~令和7年度札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)において、本店所在地が札幌市内として登録されている者であること。
- (7) 本告示に示した役務の提供が十分に可能な者であること。

- 5 入札書の提出方法等
 - (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ場所 上記2に同じ。
 - (2) 入札書の受領期限

令和6年11月6日(水)午後5時(送付による場合は必着)

(3) 入札書の提出方法

入札書は、別紙1の様式にて作成し、持参又は送付により提出すること。なお、提出にあたっては以下に留意すること。

- ア 入札書を直接持参する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び「令和6年11月7日午前10時30分開札「令和6年度清田区民センター駐車場除排雪業務」の入札書在中」の旨を記載し、上記2あてに入札書の受領期限までに提出しなければならない。
- イ 入札書を送付により提出する場合は二重封筒とし、外封に「令和6年11月7日午前10時30分開札「令和6年度清田区民センター駐車場除排雪業務」の入札書在中」の旨を記載し、上記2あてに入札書の受領期限までに送付しなければならない。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

- ウ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (4) 入札の無効

本説明書に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札は無効とする。

(5) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

- ア 入札者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。
- イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。
- ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき。
- (6) 代理人による入札
 - ア 代理人が入札する場合には、入札書に競争入札参加資格者の氏名又は名称及び住所並びに代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印(外国人の署名を含む。)をしておくとともに、開札時までに委任状(別紙2)を提出しなければならない。
 - イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。
- (7) 開札の日時及び場所

令和6年11月7日(木)午前10時30分

札幌市清田区民センター1階集会室1(札幌市清田区清田1条2丁目5-35)

(8) 開札

- ア 開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち 会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。
- イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競

争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

- エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

6 その他

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 落札者の決定方法

ア 落札者の決定

一般社団法人札幌市区民センター運営委員会会計規程第31条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札候補者として、落札保留のうえ下記工の審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、当該落札候補者を落札者とする。

イ 同額抽選

落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にく じを引かせて落札者を決定するものとする。

この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

ウ通知

落札候補者を決定したときは、当該落札候補者に対して通知する。(開札場において落札候補者を決定したときは、開札後直ちに入札執行者より通知する。)

エ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査するので、 落札候補者は、入札執行者の指示があった日(原則として開札日)の翌日から起算して3日以 内(土曜日、日曜日及び休日を除く。)に、上記6に掲げる競争入札参加を有することを証す る書類(別記1「入札参加資格審査資料の提出について」参照)を提出しなければならない。なお、 指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者を、入札参加資格のない者のした入札とみ なし無効とする。

オ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記工の審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合において、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を、新たな落札候補者として、上記工の審査を行う。 以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(4) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望するものは、上記4に掲げる競争入札資格を有することを証明する書類を、入札関係職員の求めに応じ提出しなければならない。また、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員

に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることは できない。

(5) 落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は清田区民センター運営委員会の指定した期日内に契約を締結しないとき。

イ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

ウ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(6) 免税事業者であることの申出

落札者が、消費税法(昭和63年法律第108号)に基づく消費税及び地方税法(昭和26年法律第226号)に基づく地方消費税に関し、免税事業者である場合には、落札決定後、直ちに消費税及び地方消費税免税事業者申出書を提出しなければならない。

(7) 契約書の作成

競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

(8) 契約条項

別添 契約書(案)のとおり

(9) 入札の対象とする業務の範囲

「令和6年度清田区民センター駐車場除排雪業務仕様書」に記載するすべての業務とする。